

(耐震建築人材育成プロジェクト仮訳)

工事強制標準実施監督規定(建設部令第 81 号)

(2000 年 8 月 21 日、第 27 回部常務会議にて可決、2000 年 8 月 25 日に施行)

第一条 工事強制標準実施における監督強化、建設工事の品質保証、人民の生命と財産の安全の保障、社会における公共の利益の保護を目的とし、『中華人民共和国標準化法』、『中華人民共和国標準化法実施条例』および『建設工事品質管理条例』に基づき、本規定を定める。

第二条 中華人民共和国の国内において建物の新築、拡張、改築等の各工事に従事する場合、必ず工事強制標準を実行しなければならない。

第三条 本規定で称する工事強制標準とは、工事の品質、安全、衛生および環境保全等に直接関わる工事標準の強制条文を指す。

国の工事標準強制条文は、国務院の建設行政主管部門が国務院の関連行政主管部門と共同で確定する。

第四条 国務院の建設行政主管部門は、全国における工事強制標準の監督・管理に対する責任を負う。

国務院の関連行政主管部門は、国務院の職能に従って、工事強制標準実施における監督・管理に対する責任を負う。

県級以上の地方人民政府の建設行政主管部門は、当行政区内における工事強制標準実施の監督・管理に対する責任を負う。

第五条 工事において採用する新技術、新工法、新材料が現行の強制標準に適合しない場合、採用する予定の事業者より建設業者を招いてこれに関する技術論証を行った上、標準を承認する建設行政主管部門または国務院の関連主管部門に報告し、その審査を受けなければならない。

建設業者は、工事において採用する国際標準または国外標準が、現行の強制標準に定められていない場合、国務院の建設行政主管部門または国務院の関連行政主管部門に届出なければならない。

第六条 建設プロジェクトの計画審査機構は、工事の計画段階における強制標準の実施状況について監督を行わなければならない。

施工図・設計書を審査業者は、工事の現地調査・設計段階における強制標準の実施状況に対する監督を行わなければならない。

建築の安全性の監督・管理機構は、工事の施工段階における施工の安全性に係る強制標準の実施状況に対する監督を行わなければならない。

工事の品質監督機構は、建設工事の施工、監理、検収等の段階における強制標準の実施状況に対する監督を行わなければならない。

第七条 建設プロジェクトの計画審査機関、施工図・設計書の審査業者、建築の安全性の監督・管理機構、工事の品質監督機構に所属する技術者は、工事強制標準を熟知し、把握しなければならない。

第八条 工事標準の承認を行う部門は、建設プロジェクトの計画審査機関、施工図・設計書の審査業者、建築の安全性の監督・管理機構、工事の品質監督機構の強制標準実施に対する監督について定期的な検査を行い、監督が行き届いていない事業者や個人に対し、批判通告を行い、関連部門にこれを処理するよう建議しなければならない。

第九条 工事標準の承認を行う部門は、工事プロジェクトの強制標準の実施に対する監督・検査を行う。監督・検査は、重点検査、サンプリング検査、専門検査の方式を採用することができる。

第十条 強制標準の監督・検査内容は、以下を含む。

- (一) 関連工事技術者の強制標準に対する熟知・把握の有無。
- (二) 工事プロジェクトの計画、現地調査、設計、施工、検収等の強制標準への適合性。
- (三) 工事プロジェクトで採用される材料、設備の、強制標準への適合性。
- (四) 工事プロジェクトの安全性、品質の、強制標準への適合性。
- (五) 工事において採用される指針、ガイドライン、ハンドブック、コンピューターソフトの内容の、強制標準への適合性。

第十一条 工事標準の承認を行う部門は、強制標準の監督・検査の結果について一定の範囲内での公告を行うものとする。

第十二条 工事強制標準の解釈について、工事標準の承認を行う部門が責任を負う。

標準に係る詳細な技術内容の解釈について、工事標準の承認を行う部門は、当該標準の作成・管理業者に委託することができる。

第十三条 工事技術者は、工事に係る強制標準の研修に参加しなければならない、かつこれを継続教育の授業時間として数えることができる。

第十四条 建設行政主管部門または関連行政主管部門が工事の重大事故を処理するとき、工事標準の専門家が参加しなければならない。工事の事故報告は、工事強制標準の意見への適合性を含むものとする。

第十五条 如何なる事業者や個人も、工事強制標準に違反する行為について、建設行政主管部門または関連部門に告発、告訴、苦情申出を行う権利を有する。

第十六条 建設業者に以下のいずれかの行為があった場合、是正を命じるとともに、20 万元以上 50 万元以下の罰金を科す。

- (一) 施工業者に不合格の建材、建築部材・部品、設備を使用するよう明示または暗示した。
- (二) 設計業者または施工業者に工事強制標準に違反するよう明示または暗示し、工事の品質を下げた。

第十七条 現地調査・設計業者が工事強制標準に違反する形で現地調査・設計を行った場合、是正を命じるとともに、10 万元以上 30 万元以下の罰金を科すものとする。

前項の行為があり、工事の品質事故をもたらした場合、業務停止と肅正を命じ、能力等級を下げる。情状が重い場合、能力証書を取り上げる。損失をもたらした場合、法に従い賠償責任を負う。

第十八条 施工業者が工事強制標準に違反した場合、是正を命じるとともに、工事に係る契約価額の 2% 以上 4% 以下の罰金を科す。建設工事の品質が規定の品質標準を満たさない場合、手直し、修理の責任を負い、これによってもたらされた損失を賠償する。情状が重大な場合、業務停止と肅正を命じ、能力等級を引き下げる、または能力証書を取り上げる。

第十九条 工事の監理業者が、強制標準に違反し、不合格工事および不合格の建材、建築部材・部品、設備を合格のものとして署名した場合、是正を命じ、50 万元以上 100 万元以下の罰金を科すとともに、能力等級を引き下げる、または能力証書を取り上げる。違法所得がある場合、これを没収する。損失をもたらした場合、連帯賠償責任を負う。

第二十条 工事強制標準に違反し、工事の品質、安全面での手抜き、工事の事故を生じさせた場合、『建設工事品質管理条例』の規定に照らして、事故に責任を負う事業者と責任者に対して処罰を科す。

第二十一条 業務停止や肅正、能力等級引き下げ、能力証書取り上げの行政処罰について

は、能力証書を発布する機関が決定する。その他の行政処罰については、建設行政主管部門または関連部門が法定の職権に照らして決定する。

第二十二條 建設行政主管部門および関連行政主管部門の職員に、職責の軽視、職権の濫用、私利目的の不正行為があった場合、これに対し行政処分を科す。犯罪を構成した場合、法律に照らして刑事責任を追及する。

第二十三條 本規定は、国务院の建設行政主管部門が解釈の責任を負う。

第二十四條 本規定は、発布日から施行する。